

日本明治移民会社について

——初期移民会社の一事例——

奥
村
直
彦

はじめに

一 移民会社（移民取扱人）

(1) 初期移民会社の概要

(2) 移民保護規則と移民会社の実態

二 「日本明治移民會社」

(1) 「有限責任移民會社認可願」その他設立関係文書

(2) 「有限責任移民會社定款」ならびに「有限責任日本明治移民株式會社申合規則」

(3) 「移民會社營業報告ノ件」

(4) 「自費海外渡航者取扱方ノ義ニ付日本明治移民株式會社ヨリノ上申」

おわりに

はじめに

本稿は、わが国海外移民史における社会的側面のうち、主として移民送出の役割を担った移民会社について、明治前期の実例を中心にその組織や事業内容の紹介、及び問題点に関して考察を行うことを目的としている。海外移民史における移民会社という研究領域の主な先駆としては、大河平隆光、入江寅次、鶴谷寿、石川友紀、児玉正昭らの業績がある⁽¹⁾が、本稿では主として入江、鶴谷、石川、児玉氏らの業績に学び、実際の史料としては外務省外交史料館所蔵の移民関係文書を探索して得た移民取扱人（移民会社）⁽²⁾の営業関係文書を用いて考察を進めたいと思う。ただこれはまだ基礎的段階の研究であるため、第一次史料による移民会社の紹介的側面が多く、結論的な新しい方向性は出せていない。

周知の通り、移民会社はもともと明治前期に官約移民の送出に活躍した民間の周旋人（移民取扱人）の中から発生した組織であり、その最盛期は明治三十年代であって、全国四七の移民取扱人中、三四の移民会社がその業界で営業活動を行っていたとされている⁽³⁾。だが一般的にその会社生命は短かく、乱立と混迷の裡に整理統合が屢々行われて、正確な実態の解明は甚だ困難である。特に具体的な数字に基く経営内容の研究は今後に俟つところが多いと言わなければならぬ。

児玉正昭氏の「移民会社の実態」によると、これら移民会社の盛衰の歴史を考える時、年代的には左の五期に分けられるという⁽⁴⁾。

第一期 一八九一（明治24）～一八九四（明治27）

「日本吉佐移民会社」の成立から「移民保護規則」公布まで。

第二期 一八九四（明治27）～一九〇〇（明治33）

「移民保護規則」公布から官約移民の廃止まで。（移民会社によるハワイ移民送出最盛期）

第三期 一九〇一（明治34）～一九〇八（明治41）

「自由移民のハワイ渡航許可」から「日米紳士協約」によるアメリカ（ハワイを含む）移民制限まで。（オーストラリア、フィリピン、南米移民が多くなる移民会社の最盛期）

第四期 一九〇八（明治41）～一九二〇（大正9）

「日米紳士協約」成立から「海外興業株式会社」が唯一の移民会社となるまで。（移民会社の廢業合併による単一化促進の時代）

第五期 一九二〇（大正9）～

（「海外興業株式会社」を中心とした時代）

本稿は、特にこれらの流れの中の第一期に当る、明治二十五年に設立された「日本明治移民会社」について、前述のようにその設立の態様、定款、組織、事業内容等を紹介し、関連諸問題について考察を加えようとするものであり、それにより逆に移民会社なるものの概念と実態が具体的に明らかになることを意図している。

一 移民会社（移民取扱人）

(1) 移民会社の概要

移民会社の起源は、横浜、神戸、長崎など移民出港地の旅館（汽船宿）が、移民の渡航手続とか渡航先での仕事の世話をとして手数料を取る周旋業を兼ねたこと及びそれを專業とする周旋屋の発生にある。⁽⁵⁾ と言えよう。やがて彼らは、次節に詳述する、明治二十七年制定の「移民保護規則」第一条によつて「移民取扱人」と公称されるようになつた。彼らの中には個人名義の者もあつたが、その多くは合資会社等の会社組織をとつたので、移民取扱人は一般に「移民会社」と呼ばれたのである。⁽⁶⁾ 以下、本稿で移民会社というときは、この広義のものではなく、会社組織をとつた移民取扱人、すなわち狭義の移民会社を指すものとする。そしてその意味におけるわが国移民会社の嚆矢が「日本吉佐移民会社」であることは言うまでもなかろう。ちなみにこの会社は、後に「東洋移民会社」となり、大正期に「海外興業株式会社」に吸収されている。

移民会社の概要については、前記児玉、石川氏らの論文⁽⁷⁾により明らかであるが、それらの援けにより、ここでは一般的概念を得るために、その全盛期に当る明治中期の移民会社の輪郭^{ルートライン}を概観してみたい。まず資本金に關しては、明治三十年代でおよそ二一〇万円、三十年代終り近くでは三一二五万円で、平均六七万円であつたと見られ、日本移民会社の資本金一〇〇万円というのは例外的なものに屬する。つぎに移民会社の設立、經營に當つた人々は、主として政財界につながる地方の資産家であり、県会議員、町村会議員、銀行家などを兼ねる者が多かつた。またこれら移民会社の実務に携つた者は、業務代理人といわれる人々で、それには、(1)移民募集、渡航手続と渡航の世話、移民

情報の提供等、国内で仕事をする者と、(1)移民の受入れ、保護監督、負債弁償、送金事務、移民送還等、海外の現地に駐留する者との二種類があった。後者の場合、移民会社独自で海外に業務代理人を置く余裕はなかつたら、一人で数社の代理人を兼ねるのが普通であつたし、前者の国内の代理人の中でも何社かを兼ねる者さえあつて、当時の移民会社の盛況、乱立ぶりと、彼らが結局利益を求めて行動していたことを伺わせる。それらについては次節で詳述したい。

参考までに明治三四年中の、主要な移民会社とその移民取扱数を挙げれば（別表1）の通りである。⁽⁸⁾

(2) 移民保護規則と移民会社の実態

明治初期における官約移民の増加は、利益目当ての無責任な移民周旋人の簇生と跳りようを触発し、移民の中にはかれらの餌食となる者も多かつた。あわせて移民周旋業を組織化して設立された移民会社も乱立状態を呈し、弊害が顕著になって來たので、明治二七年四月一二日、政府は勅令第四七号による「移民保護規則」⁽⁹⁾を公布、実施したが、それは後に、同二九年四月七日、法律第七十号による「移民保護法」として法制化されるに至つている。

（別表1）各移民会社の移民取扱数（明治34年）

移民会社(取扱人)名	移民の種類	取扱数
海外渡航株式會社	非契約移民	629
東洋移民合資會社	契約移民	343
森岡眞	非契約移民	193
熊本移民合資會社	両者合計	244
帝国殖民合資會社	非契約移民	323
日本移民合資會社	非契約移民	162
厚生移民合資會社	両者合計	518
東京移民合資會社	非契約移民	263
中国移民合資會社	非契約移民	231
高田兵兵衛	非契約移民	223
神戸渡航合資會社	非契約移民	219
廣島移民合資會社	非契約移民	199
総計		460
		3,087
		両者合計
		3,547

明治35年7月28日「時事新報」
(明治編年史第11巻より作成)

この「移民保護規則」（以下「保護規則」という）は、全体で二二条からなり、第一～四条は移民及び移民取扱人の定義と旅券受付についての定め、第五～十五条は移民取扱人の業務と責任に関する規定、第十六～十九条は罰則、第二十～二十二条は附則という構成をとっている。また同年同月、外務省令により、九条からなる「施行細則」⁽¹⁾が公布されている。この「保護規則」における具体的な移民保護策としては、まず移民と移民取扱人の定義を明らかにした上で、移民の労働の種類を定めること、すなわち「保護規則」第一条に「本令ニ於テ移民ト称スルハ労働ヲ目的トシテ、外国ニ渡航スル者ヲ謂ヒ、移民取扱人ト称スルハ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラズ、移民ヲ募集シ又ハ、移民ノ渡航ヲ周旋スルヲ以テ、營業トナス者ヲ謂フ」と規定し、さらに「前項労働ハ種類ハ外務大臣内務大臣協議シテ之ヲ定ム」として左の通り、「施行細則第一条」にその内容を具体的に示したこと、が挙げられる。

第一条 移民保護規則第一条ニ掲タル労働ハ種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、耕作、漁業、鉱業、土木、建築、運送、其他各種ノ製造業ニ從事シ労力ヲ供スル者

一、炊事給仕等ノ為メ家事ニ使役セラル者

（以上、傍点筆者）

これを見ると、ある意味では特に移民女性が職業的なサービス業、あるいは売春業等に陥らないための予防措置がとられたものと考えられる。また「施行細則」第四条では、移民取扱人によらない移民には地方長官認可の身元引受け二人以上を定めることとし、第五条以下では、移民取扱人、即ち移民会社に対する規定によってその責任ある業務執行をうながし、移民の被害を未然に防止するようにはかられている。また、移民取扱人になるため、即ち移民会社設立の際の地方長官と内務大臣の許可制、現金又は国債証書による一万円以上の保証金の納入義務、移民との間の書面契約締結とその条件規定、及びその提示義務、周旋料以外の手数料禁止、移民取扱人の旅券への連署などを定め、

第十四条、ならびに十七条以下の罰則によつてそれを堅固ならしめているのである。

これらの条文を見るとき、「保護規則」が制定される以前の、移民取扱人（移民会社）の実態ならびに移民との間のトラブルの内容をある程度まで推測できるが、その最大のものは、おそらく移民会社自体の倒産による周旋業務の放棄ではなかつたかと思われる。何故なら、そのことが「保護規則」に盛込まれる以前に、すでに移民会社の設立に当つて保証金納入を義務づける条項を定款に加えるよう、行政指導がおこなわれていた例が見られるからである。例えば本稿で取上げる「日本明治移民会社」設立に際し、これを認可した兵庫県知事周布公平は、林董外務次官宛に左のような報告書⁽¹⁾を提出している。

官甲二八號

岡山県民生本傳九郎外六名ヨリ願出ノ移民會社設立認可ノ件ニ付客年十二月出申三六七号ヲ以テ貴省大臣へ伺出シ處本年一月八日第七号ヲ以テ御連牒ノ趣了承即當業保証トシテ金壱万円（内貳千円ハ即日ニ壱千円ハ來ル十七日迄ニ八千円ハ來ル四月卅日迄ニ上納シ其金額參千円ニ至ラザル間ハ開業セザル筈三候）ニ對スル銀行ノ預り価ヲ差出サシムル事ニ該社ノ定款ヲ訂正セシメタル上願意聞届別紙上申書差出候間可然御取斗相成度此段及申候也

明治廿五年二月九日

兵庫県知事周布公平

外務次官林 董殿

時代はやゝ下るが、明治三五年一〇月二一〇日付大阪朝日新聞には、一般に移民会社の経営が苦しいため、移民を犠牲にして利益を求める様子が詳細に報じられている⁽²⁾。『記者』の論説の形をとつたこの記事によると、移民問題の根本には、人口問題解決という国策的見地があり、移民会社の弊風を改める余りその功までも見失つてはならないと

し、その一般的な状況は、「弊害百出幾ど枚挙に遑あらず」、「各移民會社が移民の無智なるに乘じ不當手数料を貪り、又其積立金を着服し、偏に私利のみを逞せんとするは、其罪の為其功を没するは酷ならん」と述べている。だがその矯整策としては、内に移民募集に取締り強化、外に在外領事による業務代理人の行為の監視、そして積立金の確実な銀行への預け入れ、といふたありきたりの案を出していに過ぎない。しかし「其茲に至る所以は、其収利の少なきに由る」ので、この際、小会社の分立を廢すると共に移民の数を増加させることにし、三万円の保証金を十万円位にすれば、自然に会社の合併が進行して公私共の利益となる、と指摘している点は注目に値する。そして農商務省が小保険会社に合併を促したように、外務省もこの際英断を要する、としている。この策は、大正期に入つて実現を見、移民会社の統廃合は促進されたが、肝心の私利私欲の弊は必ずしも改められたとは言えないであろう。

要するに、明治中後期の移民周旋業界は、無智な移民たちからの収奪によつて暴利を貪る移民取扱人（移民会社）の乱立と過当競争のために、全体として薄利現象を招來し、苦境に陥っていたのである。「保護規則」の制定により、以前に比べれば移民の利益は一応保護されるようになつたが、現実に移民の受難物語は続いていたことが判る。ただ明治四二年「明治植民会社」が「保護法」に抵触して営業停止処分を受けた例⁽¹³⁾をはじめ、「悪徳周旋業者」として名前を報じられ、あるいは営業停止を公表された移民会社が跡を絶たなかつたことから⁽¹⁴⁾、「保護法」制定の意味は決して小さくはなかつたと言えよう。

彼ら移民会社の不正なやり方の主なものは、移民のいわゆる「見世金」を強制的に貸付けて暴利を貪り、その担保にとつた借用証をもつて連帯保証人に返済を迫る、また船の出航期日を偽り、あるいは船客が満員と称して移民に不当な逗留や賄賂を強いる、などの悪質な手口で移民を苦しめるものであった⁽¹⁵⁾。さらに他の例としては、大手の移民会

社の一つであった森岡商会が、南米ペルー移民に関する、左のような手口で暴利を貪っていたことが入江寅次氏の『邦人海外発展史』に紹介されている。⁽¹⁶⁾

(1) 現地リマ支店員は移民の本国送金を誤記を装い着服。

(2) 為替相場による銀行天引きと詐り差金を着服。

(3) 支店経費の資金に移民の送金を流用、リマ銀行当座に預金して銀行信用増大をはかり、かつ利息分を儲ける。

(4) 東京本店の資金窮乏に際して、移民からの送金を横浜正金銀行ではなく、直接森岡本店に送らせて本社経費に流用、移民の郷里へは督促のある者にのみ送金。

森岡商会の窮乏は森岡眞社長が他の株式投機等で失敗したことによるものであり、社内改革によって「森岡移民合名会社」を設立、ようやく立直ったとされている。⁽¹⁷⁾ 以上の諸例から見ても判る通り、移民と移民会社の関係は常に平穏ではなく、無知な移民の犠牲の上に移民会社の経営が成立っていたと言われても致し方のない、紛糾の事例が多くいたようである。ただ前記新聞論説や石川氏の論稿が指摘するように、移民会社の功罪を論じる際、とかく罪の面が強調され易いが、移民会社が国民に海外への夢を開き、政府の代行機関として、渡航に関する一切の世話をして来た功は忘れてはならないであろう。反面、無知な弱い立場の移民からの収奪と、彼らを苛酷な労働条件の下に現地に送り込んだこと、前記森岡商会の例のよう、移民の送金の使い込みなどの罪業は移民会社の歴史に消し去ることのできない汚点となつたと言わなければならぬ。移民会社の業務は一つ間違えば人身売買に類する仕事になりかねず、その意味では当時の移民関係者の人権意識に問題がなかつたとは言えないであろう。

二 「日本明治移民會社」

(1) 「有限責任移民會社認可願」その他設立関係文書

以上概観して来た明治期における移民会社の一般的状況を踏まえながら、以下「日本明治移民會社」という実例についてその内容を解明してみたい。ただ現在のところ外務省外交史料館に保存されている「日本明治移民會社移民取扱營業一件」と題する文書史料を解説すること以外には、この会社の実状を直接的に知る手ではない。しかもこの文書には、經營内容の具体的数字が殆ど不明という致命的な限界があるが、幸い設立に關する文書、定款、事業調査報告書等が含まれて現存しており、明治時代における初期移民会社の輪郭を概念的に把握することは可能である。以下、順次それらを紹介していく。

「日本明治移民會社」(以下「明治移民會社」という)は、明治二十四年(一八九一)十二月二六日、岡山県岡山市七軒町一番邸生本傳九郎外六名により設立認可願が兵庫県知事周布公平に出され、翌二十五年一月一日、同知事の認可がおりて設立された有限責任会社である。まずその認可願を紹介する。⁽¹⁹⁾

有限責任移民會社認可願

今般移民會社ヲ神戸市榮町六丁目六拾壹番地ニ創立シ海外ニ移住セントシ本社ニ引受ヲ請フ者ニ事業ヲ紹介シ又ハ其無業疾病死亡等ノ不幸ニ際シテハ相當ノ手當ヲ爲フ以テ業務ト致度奉存候間御許可被成下度則別冊定款相添此段奉願候也

明治二十四年十二月廿六日

岡山縣岡山市七軒町壱番邸

生 本 傳 九 郎

私共議

福井縣坂井郡雄島村大字米ヶ脇十三番地

山戸 藤四郎代

今 田 治太郎

兵庫縣神戸市海岸通六丁目拾八番地

刀 根 五郎平

福井縣坂井郡雄島村大字米ヶ脇武番地

今 田 治太郎

岡山縣哲多郡井村上市百拾壹番地

矢 吹 德 郎

兵庫縣神戸市下山手通五丁目拾番屋敷ノ壹

山 口 繁之丞

東京府東京市下谷区下谷徒町二丁目廿八番地

伴 新 三 郎

兵庫縣知事 周布公平 殿

この認可願によつて知られる設立目的は、移民希望者への渡航周旋と渡航後の生活保護の二点にあり、表向きは官利よりも公益的色彩の濃いものであったが、後に紹介するように同社の定款では「手数料ヲ収ムルヲ以テ目的トス」と當利目的を明言している。設立発起人を見ると、岡山、兵庫、福井に各二名、東京一名となつてゐるが、隣り合わせの岡山、兵庫はともかく遠く離れた福井との関係は今の所明らかではない。いずれにせよ、発起人筆頭者の生本傳九郎が主たる出資者、兵庫（神戸）在住の刀根五郎平、山口繁之丞が実務担当者、伴新三郎が海外における業務代理

日本明治移民会社について

人の役割を果したであろうと推察され、事実、山口榮之丞は社長となり、ハワイ領事館書記生であった伴は明治二四年頃ポートランドで鉄道工夫の供給にあたっていたことが知られている。⁽²⁸⁾

兵庫県知事周布公平は前記移民会社設立願を受けて、その月のうちに外務大臣宛甲三六七号文書を以て伺いを立てた。⁽²⁹⁾これに対し明治二五年一月八日、外務省から林次官名で第七号文書で親展の通牒が出され、「吉佐移民会社」の事例にならない、営業保証として金壱万円に対する銀行の預り証を差出させるべく指示して同書を返付している。知事はその趣を了承し、二月九日付官甲二八号文書（本稿一章二節に既出）で外務次官林董宛にその実施を報告している。同時に、同日付官甲第二七号を以て、外務大臣榎本武揚宛にこの移民会社設立については調査の結果特に不都合はないとの認め二月二日付で認可したので上申する旨を伝えている。左にその上申書を紹介する。

官甲一七號

移民會社設立認可之件上申

岡山縣岡山市七軒町生本傳九郎外六名ヨリ移民會社設立之義別紙写三通願出候ニ付取調候處不都合無之認候ニ付本月一日商法施行ノ期迄人民ノ相對ニ任ス旨及指令候間此度及上申候也

明治廿五年二月九日

兵庫縣知事周布公平固

外務大臣子爵 榎本武揚殿

この文書で注目されるのは「商法施行ノ期迄人民ノ相對ニ任ス」ということである。後に述べるように商法は民法を普通法として明治二三年四月、法律第二三号を以て公布され、一四年一月一日より施行すべき筈であったが、一五年十一月法律第八号を以て修正のため施行期限を二九年十二月三一日迄延期され、修正を施した分から施行すること

に規定されていた事実がある。⁽²⁴⁾ しかし明治二六年三月、法律第九号を以て第一編第一、四、六、十二章、第二編を修正し、同年七月一日より施行することとされた。したがって前記上申書の提出された時期には、すでに商法施行の期限延期が明らかになっていたと思われ、「施行の期迄人民ノ相對ニ任ス」とされたのである。なお近代的な商法の成立は明治三十一年のことであった。

このように移民会社の設立には地方長官への願出と、同長官（知事）から外務大臣への伺とそれに対する指令、地方長官の認可、そしてその旨の上申という手続きがとられたのである。一方、「保護法」の規定に従って内務省も関わりを持ち、警保局、警視庁等が移民会社設立発起人の詳細な身元調査を行った証拠も存在している。⁽²⁵⁾

(2) 「有限責任移民會社定款」ならびに「有限責任日本明治移民株式會社申合規則」

つぎに、前節に掲載した「明治移民會社」の設立認可願の中に「別冊定款相添」と記されている「有限責任移民會社定款」⁽²⁶⁾が現存するので、明治期における移民会社の概念を知るために、ここに紹介し、その内容を検討してみたい。

先に述べたように「明治移民會社」の設立は、ちょうど明治二三年四月に商法が公布された直後、しかも修正などのために施行時期の延期がはかられるといった混乱期にあたっている。したがって、その商法に準拠して定款がつくれられたためか、全体の未熟さと内容の重複や条目の配列順序における混乱等は避け難いものとなっている。定款は全文で七二条に及び、内容によって「総則」（一—八）（字は條數を示す）「移住民契約ノ事」（九—一七）、「資本金ノ事」（一八—一一）「役員ノ事」（二—一四〇）、「株式権利義務ノ事」（四—一四六）、「株式總会ノ事」（四七—五六）、「特別積立金

ノ事」(五七)、「純益金配当ノ事」(五八—五九)、「簿記計算報告ノ事」(六〇—六一)、「印章及記録ノ事」(六三—六六)、「株式売買授受ノ事」(六七—七一)、「定款増減更正ノ事」(七一)、と十一の章に分けられている。

以下各章毎に順次内容を検討してみよう。まず「總則」では、目的(一)として「本社ハ農工業ニ從事スル為海外ニ移住セントシ又ハ海外ニ在リテ本社ニ引受ヲ請フ者ニ事業ヲ紹介シ手数料ヲ収ムルヲ以テ目的トス」とあり、名称(一)は「移民會社」、本社所在地は「神戸市築町六丁目^(註)」、支店を「英領コロンビア州ヴィクトリア港」に置き、「其他便宜ノ地ニ之ヲ置ク事アルベシ」となっている。營業年限(三)は「明治廿五年〇月〇日ヨリ満拾ヶ年」とし、会社の種類(四)は「有限責任」、株主の負担義務は株金止まり、業務(五)は「社長、理事、支配人ニ之ヲ委任スルモノ」となっている。先に述べた「認可願」における設立目的はこの定款では第(六)条に「本社ハ海外雇主ト移民トノ間ニ立テ通弁約束等ノ勞ヲ取りテ移民ヲシテ各其業ニ就カシメ其不幸ニ際會スルモ苦慮ナカラシムル事ヲ期ス」として生かされ、そのための営業保証として「金壱萬円ニ對スル確實ナル銀行ノ預リ証ヲ兵庫縣廳ニ預ケ置クモノトス」と規定している。さらに会社が引受ける具体的な事項(七)として、(1)、就業の世話と無業中の寝食の保証、(2)、疾病や労働上の創傷に対する医療と費用負担、(3)、死亡の際の葬儀、(4)、渡航賃負担及び契約通り働いた者の帰国船賃特給の四点を約束し、その引受手数料(八)として出稼の「就業日給／拾分ノ三ヲ納メシム」としている。

つぎに「移住民との契約」の主なものとしては移民の資格(九)として「相當ノ資産ヲ有スルカ又ハ本社ニ於テ相當ト認ムル保證人ヲ立ツル者ニシテ徵兵令ニ抵触セサル者ニ限ル」とし、手続(一〇)は町村長の證明と保證人二人を立てゝ差し出すものとしており、引受年限(一一)は「就業地到着ノ日ヨリ……満三ヶ年」と定めている。また第(七)条の引受事項についての条件(一一—一六)を規定し、休業(一七)は「天長節、紀元節、其他大祭日トス」としてい

る。

右のように定款とは言うものの、申合せ事項のようなものも含まれており、また順序配列等も整ってはいないが、それは当時の「会社」というものが、「株仲間」とか「社中」がようやく組織化された程度の、いわば法人格の概念もあいまいなものであったことを示している。さて、その「株組織」であるが、資本金（一八）は「参萬円ト定メ 壱株拾円トナシ 総計參千株」を募集した。株主払込金として金壱円を徴収し、仮株券を発行、払込み完了後本株券と交換するように定めている。

「役員」のこととは第五条と重複するが、第（一一）条にあらためて規定し、社長一、副社長一、理事四、支配人一、会計主任一とし、外に相談役四を設けた。役員は百株以上の株主中より選舉し（一四）、任期（一五）は満三年、重任を認めた。また役員は三十株を信託株として社に保管せしめ融通を禁じた。また各役員の職務内容は第二七一三（一）条に定められ、社長、副社長は現代と同じ、理事は今日の取締役、支配人は総務兼営業部長、会計主任は財務部長にあたるものと考えられる。また彼らの給料は総会の決議により、左の範囲内で定めることとし、海外出張には特別の手当を給するものとした。

社長・副社長 五拾円——貳百円、 理事 三拾円——壹百五十円、 支配人 貳拾円——壹百円

なお役員雇員の賞与金は純益の百分ノ十五を以てした。雇人は会計、書記、簿記、通弁とし、定員は定めていない。彼らの事務分担は「事務掌程」によつて定めるものとしているが、現存しておらず内容は不明である。雇人にして不都合のあるときは直ちに解雇し、損害の弁償にも当らせた（三九）。しかも雇人となるためには一ヵ月間の見習期間を要し、適任とされたとき身元引受人を立て引受証書を出さしめた上で採用する、といった厳しさであった。

「株主権利義務」に関しては、株主で五十株以上の所有者は諸帳簿の検閲を請求でき（四一）、拾株までは株毎に一個の発言投票権を与え、拾株以上は五株毎に一個を増加した（四二）。「株主総会」は二月八日に開く定式と臨時の二種類とし（四七）、臨時総会は一〇人以上の株主でその合計株数が総株高の三分ノ一を下らない株主が書面で請求したときに開かれることに定められた。第（四九—五六）条には株主総会の事務手続が規定されている。

次に「特別積立金」として毎月の引受け手数料の百分ノ五以上十以下、移住人千人に付、金高二千円に満る迄準備金を積立て、銀行に預け置くものと定め危機に備えた（五七）。また「純益金配当」は、積立金百分ノ二十、賞与金百分ノ十五、株主配当金百分ノ六十五の割合とし（五八）、積立金は公債証書または信用ある銀行に預け置くものとした（五九）。

「簿記計算報告」については「簡明ナル規定表式」を定めて月表、季表をつくり、役員が点検、検印するものとしており（六一）、支配人は「毎季一切ノ事務及營業ノ事情ヲ編述シタル考課状」つまり營業報告書を作成し、役員会の議決を経て株主総会に報告、印刷の上各株主に配付すべしと規定している（六一）。第（六三—六六）条には「印章及記録」のことを取決め、第（六七—七一）条で「株式賣買授受」の手続やいわゆる株式の名儀書換のことを定めている。そして最後に「定款増減更正ノ事」（七二）として定款の変更手続には株主総会で出席者の三分ノ一以上によることが管轄官庁への上申認可の必要なることを述べて全十二章七二条に及ぶ定款がおわるのである。

以上見て來たように經營、運営に関する一切の事柄を包含する「定款」であるが、先述のように商法自体が不安定な時代であつてみればそれもやむを得ないことであったかも知れない。そこで、この「明治移民会社」が、その時期は不明であるが「株式会社」と称するに至つてからの「定款」⁽²⁸⁾も現存するので、先のものと比較するために左にその

全文を紹介する。これは全文で六章二五条と引しまったものになつており、体裁、内容共に格段の進歩が見らるるが、何故か「定款」ということばは使われず「申合規則」となつてゐる点が注意をひく。

「有限責任日本明治移民株式会社申合規則」

第一章 営業ノ事

第一條 本會社ハ海外雇主ト内國被雇者トノ間ニ介立シ通辦約束等ノ労ヲ取り移民ヲシテ各有益ノ業ニ就カシメ萬一不幸ニ際会スルモ苦慮ナカラシムルコトヲ期シ双方ノ利益ヲ全カラシムルニアリ

第二條 本會社ノ移民ノ為メ擔當スペキ事項ハ左ノ如シ

第一 各自ヲシテ相当有益ノ業ニ就カシメ就業前ト雖トモ相当ノ暗ヲ給シ生活上不自由ナカラシムヘシ

第二 出稼中疾病ニ罹リ又ハ勤勞中創傷ヲ負イタル者ニ医療ヲ施シ診察料薬料ハ本會社之ヲ給ス

第三 出稼中若シ死亡者アラハ本會社ノ費用ヲ以テ叮寧ニ其葬祭ヲ営ム可シ

第四 渡航費ハ本會社ニ於テ支辨シ且期限中契約通り誠実ニ勤勞セシ者ハ歸国船賃ヲモ特ニ本會社ヨリ給ス可シ

第三條 引受手數料ハ出稼人ヲシテ就業日給ノ十分ノ三ヲ納メシム可シ

第二章 移住民契約ノ事

第四條 本會社カ引受ヲ為ス移民ハ相當ノ資産ヲ有スルカ又ハ本會社ニ於テ相当ト認ムル保證人ヲ立ツル者ニシテ徵兵令ニ抵触セサル者ニ限ル可シ

第五條 引受ヲ請フ者ハ其住所姓名年齢及從來ノ職業等ヲ明記シ市町村長ノ證明書ヲ受ケ保證人武名ヲ立テ調印ノ上本會社ニ差出ス可シ本會社ハ之ヲ調査ノ上契約書為取換ノ手続ヲ為ス可シ

第六條 本會社ノ引受年限ハ就業地到着ノ日ヨリ起算シ満三ヶ年トス

第七條 出稼中故意ヲ以テ身軀ノ健康ヲ傷ヒタル者治療薬料及治療中ノ食料ハ本會社之ヲ負擔スルノ限りニ非ス

日本明治移民会社について

第八條 出稼中脱走シテ住所不分明トナリタル者ハ本会社ノ契約ニ違背シタルモノト見効シ引受ヲ解ク可シ

第九條 移民海外ニ在リテ就業ヲ得サルカ為メ本會社ヨリ其業ヲ與エタルトキハ賃錢ノ如何ヲ論セス相当ノ生活ヲ為シ得ラルル以上ハ本會社ノ指圖ニ背クコトヲ得サルモノトス

第十條 出稼中自カラ疾病ト称スルモ本会社ノ醫師之ヲ診断シテ労役ニ堪エ又ハ無病ト認ムルトキハ病者ノ取扱ヲ受クルヲ得ス但其診断ニ服セサル者ハ本会社ノ信用スル醫師ヲ立會人トシ他ノ醫師ノ診断ヲ求メ其疾病ノ眞実ナルコトヲ證明ス可シ

第十一條 出稼人中途帰國ノ念ヲ生シ故ラニ身體不健康労役ニ堪ヘサルコトヲ申出ツルモ第十条ト同シク本會社醫師ノ診断ニ付スルモノトス

第十二條 休業日ハ帝國天長節紀元節及該地ノ大祭日トス

第三章 株式ノ事

第十三條 本会社ハ我株式ヲ所有スヘカラズ

第十四條 本会社株主及株主ノ後見人財産管理人ハ予テ其印鑑ヲ本会社ニ差出シ置ク可シ

第十五條 本会社株主ノ議決権代理人ヲ以テ行ハシムル場合ハ左ノ様式ノ委任状ヲ本会社ニ差出ス可シ

五厘
印紙

委任状

拙者儀何某ヲ以テ拙者ノ部理代理人ト為シ左ノ権限ノ事ヲ代理為致矣事

一年月日有限責任日本明治移民株式会社定式(臨時)株主総会ニ出席シ議決権ヲ行フ事

右代理ノ委任状依テ如件

年月日住所何某印

第十六條 本会社ノ定款第十二条ノ場合株金払込ノ急納者ヨリ徵スル利息ノ多寡ハ隨時取締役会ニ於テ之ヲ定ム可シ

第四章 役員及給與ノ事

第十七條 本公司社長以下ノ俸給及報酬ハ左ノ範圍内ニ於テ取締役会ニテ之ヲ定ム可シ 但海外出張中ハ別ニ相当ノ手当ヲ支給ス其金額ヲ料定スルモ又同シ

社長月俸

五拾円乃至貳百円

取締役報酬

月額參拾円乃至百五拾円

監査役報酬

月額參拾円乃至百五拾円

第十八條 本公司支配人以下ノ職分務掌規定及俸給旅費其他ノ給與ノ規則ハ取締役ニ於テ之ヲ定ム可シ 但重役以下賞與配給退任者慰労金等モ亦タ同シ

第五章 會計ノ事

第十九條 本公司營業中ハ保證トシテ金壱萬円ニ對スル公債證書又ハ確實ナル銀行預リ證券ヲ兵庫縣知事ニ預托スルモノトス

第二十條 本公司ノ總勘定ハ一ヶ年ヲ二期ニ分チ一月ヨリ六月マテヲ前半季トシ七月ヨリ十二月マテヲ後半季トス而シテ毎季ノ計算書、財產目録、貸借対照表、事業報告書、配當金ノ分配案等ヲ調製シ監査役ノ検査ヲ經テ定式株主總会ニ提出ス可シ

第二十一條 本公司ノ勘定ハ總收入金ノ内ヨリ營業一切ノ経費ヲ引去リ其餘金ヲ以テ積立金配當金及役員賞與金ニ充ツ可シ其割合ハ左ノ如シ

純益金百分ノ貳拾

積立金

純益金百分ノ拾五

役員賞與金

純益金百分ノ六拾五

株主配當金

第二十二條 本公司ハ特別積立金トシテ收受手數料百分ノ五以上拾以下移民千人ニ付金貳千円ノ割合ニ満ツルマテ貯蓄ス可シ

第二十三條 本公司ノ積立金ハ公債證書ニ換ヘ又ハ現金ヲ以テ信用アル銀行ニ預ケ置キ他ニ流用スルコトヲ得ス

第十四條 本公司本店ノ執務時間中事務差支ナキ限り株式ノ請求ニ應シ帳簿ヲ其閲覽ニ供ス可シ

第六章 印鑑

第廿五條 本公司ノ印鑑及社長取締役ノ印章ハ左ノ如シ

日本明治移
民株式会社

(有)日本明治移民株式会社

社長
之印

取締
之印

以上申合規則ハ株主總会ノ決議ヲ以テ改廢スルコトヲ得

(3) 「移民會社營業報告ノ件」

明治二十五年四月二十九日、外務省官房移民課より課長安藤太郎の印を押捺した「移民會社營業報告ノ件」と題する問合せ文書が神戸日本移民會社山口榮之丞宛に発遣された。⁽²³⁾ これはおそらく同時に他の移民會社に対しても出されたものと考えられるが、当時の移民會社の具体的な内容を引出すための貴重な誘因となっている。本文の写は左の通りである。

神戸日本移民會社山口榮之丞 殿

移民會社營業報告ノ件

外務大臣官房移民課

海外移民調査ノ為左ノ件々ヲ要シ候條御調ノ上廻答有之度當以来會社ニ於テ取扱候出稼人出所人員及ビ到着ノ地名質銀就業雇入期限及ビ契約書等御調月次報告可有之此段申入候也

第一 會社設立ノ月日組織万及ビ規則

第一 會社ノ株券金額社員ノ数及ビ役員ノ氏名

第三 會社ヨリ其筋へ差出シタル保証金額及ビ其ニ關スル手続概要

第四 會社設立以来出稼人數船名渡航回数及び到着地名

第五 會社ト海外雇主ト取結ビタル契約書

第六 出稼人就業ノ種類

第七 出稼人雇入期限及び賃銀貯金ノ有無及び其支払方法

第八 出稼人募集方

第九 出稼人塔送費額及其支払方

第十 出稼人監督通弁及び医師ノ有無

第十一 出稼人衣食住ニ関スル事

第十二 出稼人衛生之状況（疾病死亡ノ有無）

この調査に対し同社は五月五日付で回答を出してるので、つづいてその本文を紹介する。⁽³⁰⁾ これによつて定款では知り得なかつた同社の組織、営業状態の具体的な内容が明らかとなる。

第十三 会社設立ノ月日組織方及び規則

当会社ハ農工事業ニ從事センガ為メ海外ニ移民セントスルモノ又ハ既ニ海外ニ在テ生業ナク保護ヲ請フモノニ有益ノ事業ヲ紹介スルノ目的ヲ以テ資金ヲ内地人民ヨリ募集シ結社シタル有限責任ノ株式会社トス而シテ明治二十五年二月一日兵庫県廳ノ認可ヲ得テ設立セリ、

規則ハ別冊規則書ヲ添ニ

第一 会社ノ株券金額社員ノ數及ビ役員ノ氏名

当会社資本金ハ参万円ニシテ株券壹株、金拾円、合計三千株トス現社員ハ簿記方一名、書記三名、百人長一名、通弁一名トス而シテ役員氏名ハ左ノ如シ

日本明治移民会社について

社長 山口榮之丞

副社長 伴 新三郎

理事 須藤壯一郎 支配人 森部 茂

顧問 生本傳九郎 相談役 矢吹 徳郎

刀根五郎平

北風 正造

今田治太郎

第三 会社ヨリ其筋ニ差出シタル保証金額及ビ右ニ関スル手続ノ概要

当会社ヨリ兵庫縣廳ニ上納シタル保証金ハ、壱万、千円、ニシテ該金ハ、第七十三國立銀行、兵庫支店預トセリ

第四 会社設立已來出稼人數船名渡航回數及ビ到着地名

昨廿四年十一月末ダ会社ノ認可ヲ得サルニ依リ山口律外一名ノ名儀ニテ出稼人百名ヲ英領コロンビア州ヴィクトリヤ地方ヘ当居留地百、武十二、番、ア、プト、ノ、商、会、所、有、ザ、ン、ビ、シ、號、便ヲ以テ送遣シタル外会社認可後ハ未ダ派遣ノ場合ニ至ラズ然シテ本月下旬ノ該船便ヲ以テ百名派遣ノ準備中ニ係ル

第五 会社ト海外雇主ト取結ビタル契約書

前述ノ如ク会社認可後出稼人派遣セザルヲ以テ目今締結シタル契約書ナシ

第六 出稼人就業ノ種類

昨廿四年十一月派遣シタル出稼人就業ノ目的ハ、単ニヴィクトリヤ地方石炭坑夫タラシメントセリ然シ乍ラ彼地実地ニ臨ンデ其採掘シ熟セザルモノ又ハ完ク該業ニ経験ナキモノナレバ止ムナク一時該石炭坑用鉄道工事ニ從事セシメ漸次当初目的ノ業ニ就シメントス該百人中既ニ坑業ニ就キタルモノ三拾余名ニ至レリ

第七 出稼人雇入期限及び賃銀貯金ノ有無及ビ其取扱方法

雇入期限ハ明治廿四年十一月八日ヨリ全廿七年十一月八日ニ至ル三ヶ年トス賃銀ハ坑内ニテ就業スルモノハ一日八時間ニシテ

米、金、毫、弗、式、拾、三、仙、坑、外、ノ、就、業、ハ、一、日、十、時、間、米、金、毫、弗、ニ、シ、テ、貯、金、ハ、出、稼、人、賃、金、請、渡、（毎月末日）ノ際、各、自、米、金、三、弗、己、上、五、弗、己、下、ヲ、貯、蓄、セ、シ、メ、会、社、ハ、直、ニ、ヴィ、ク、ト、リ、ヤ、銀、行、ヘ、預、ケ、ル、モノ、ト、ス

第八 出稼人募集方

昨廿四年十一月派遣セル百名ハ廣島縣下ニ於テ左ノ資格ニ依リ募集セリ

年齢二十二年己上三十七年己下ノモノ 身体強壯ナルモノニシテ本社醫師ノ驗定ニ合格シタルモノ 従来我国炭坑業ニ経験アルモノ 徵兵令ニ関セザルモノ

大略右ノ方法ニ拠リ募集セルモ第六問ニ陳ヘタル実況ナルヲ以テ今後ハ其経験ノ有無ヲ精査シタルモノヲ派遣セントス

第九 出稼人送船費額及ビ其支払方

出稼人搭送船賃ハ老人四拾五円ニシテ一時会社ヨリ立換支払モノニシテ彼地就業後ハ等賦返還セシムルモノトス
但渡行ノ際自ラ船賃支払シ得ルモノハ此限リニアラズ

第十 出稼人監督通辨及ビ医師ノ有無

出稼人監督ハ現今百人、二対シ百人、長、老、名、二十人、長、五、名、通、弁、毫、名ヲ派遣セリ医師ハ該地ニ於テ開業医ニ特約シアルヲ以テ別ニ本邦ヨリ派遣セズ

第十一 出稼人衣食住ニ關スル事

出稼人衣食住中衣食ハ明確カニ陳ベ難シト雖モ現状ニ依リ概言セバ食料一ヶ月老人米金、毫、弗、己、内ニシテ朝夕ハ米飯ニ汁又ハ魚肉ヲ用ヒ昼ハ食パン或ハ米飯ニ肉類ヲ併食スルモノトス衣服ハ職工服ヲ着用ナサシメ悉ク洋装ヲナセリ住家ハ木造ニ階造洋館三棟ヲ新築シ（棟凡ソ我六間、凡ソ二十一間）一室凡ソ我ガ四畳半位ニ区劃シ空氣ノ流通ヲ善クシ寢床二個ヲ備エ一室式名宛居住セシメ居レリ

第十二 出稼人衛生ノ状況（疾病死亡ノ有無）

衣服及ビ室内ハ極メテ清潔ナラシメン為日々怠ラズ栖掃セシメ各自ノ摄生ハ常ニ二十人長ヲシテ注意ナサシムルヲ以テ、重症ハ疾病ニ罹シモノナク隨テ死亡セシモノナシ全テ疾病ニ罹ルモノハ寒冒又ハ就業中誤テ手足ニ輕微ナル創傷ヲ為スニ過ギス概シテ氣候飲料水等ハ本邦移住民ニ適合スルモノノ如シ

この「營業報告」によつて明らかになつた点は、第一項では有限責任の「株式会社」であることを明示したこと。

第二項では資本金、株数等はその定款通りであるが、社員の数が具体的に五名であると判明したこと。役員の人事も、設立発起人の生本、刀根、矢吹、今田らは顧問あるいは相談役に留まり、山口が社長、伴が副社長となつて内外の実務を担当し、須藤壯一郎、森部彌、北風正造といった新しい名前が理事支配人あるいは相談役として加わつていることなどである。これらは前節に述べた推測が大体適中していたことを示している。第三項を見ると保証金が一千円ふえて一万一千円となり、第四項では会社設立以前、すでに一〇〇名の移民を外国船によつて英領コロンビア州ビクトリアへ送出していたことが知れ、さらに近く一〇〇名の送出を計画していることが判る。第五項では会社設立後は未だ移民を送つていないので現地雇主との契約はないとしているが、これには多少疑問が残る。第六項で明らかになつたことは、この会社で送出した移民の労働は石炭坑夫が主で、未経験者には炭坑用鉄道工事に従事させたこと等の点であり、第七項で、期限が満三年、一日八時間労働で一日当りの賃金が一ドル二三セントであったことなど具体的な数字が判明する。また第八項において出稼移民の年令は二二才から三七才の人で広島県において募集したこと、及び第九項でその渡航費が一人四五円であったことが判る。第十項では移民団の組織として百人長の存在、通弁、医師の有無等が知られ、第十一項では出稼人の生活費が一人七ドル以内で、その衣食住の様子が具体的に述べられてゐる。また第十二項で彼らの衛生状態について報告されているが、これには移民会社が遺漏なく配慮していることを主

張しようとしている傾向が見られ、真偽の程は分らない。

このようにこの報告は本人申告であつて、第三者または出稼人たちからのものではないだけに、内容的に相当程度の割引きを必要とするかも知れないが、数量的な指標については、事実とそう隔絶した報告は不可能だと考えられるので、これらの数字を基礎にある程度まではこの会社の営業状態の真相を推測することができよう。

そこで、この「日本明治移民会社」が「移民保護法」に従つて、雇主や移民との間に現実に取交した「契約書」を紹介し⁽¹⁾前記「報告書」の内容と比較検討してみたい。それによってこの会社の信頼性がある程度明らかにされると考へるからである。

日本明治移民株式会社ト被雇者トノ契約書

(一部当用漢字を使用)

契 約 証

日本明治移民株式会社社長山口栄之丞同社幹事一宮行篤ハ今般〇〇〇〇〇〇〇〇〇北米英領コロンビア州ヴァクトリア地方石炭会社
ノ石炭坑夫トシテ雇入ルニ付左ノ条々ヲ契約ス

第一 壱 条

雇入期限ハ明治 年 月 日迄ノ事

第二 条

労働時間ハ坑内ノ業ナレバ一日八時間坑外ノ業ナレバ一日十時間ノ事

但シ疾病ニアラザル以上ハ就業スルハ勿論事業ノ都合ニヨリ本人ノ望アル時ハ定時外ノ労働ヲナスベキ事

第三 条

日曜日及ビ出稼地ノ祭日ハ休業タルベキ事

日本明治移民会社について

第四条

給金ハ坑内就業者日給米金壹弗廿五仙トシ坑外就業者日給米金壹弗トシ毎月末日ニ支払フベキ事

但シ第二条但書ノ場合ニ於テハ一時間毎ニ米金拾五仙ノ割合ヲ以テ本文定日ニ支給シ尙ホ本条給金ヨリ多額ノ給金ヲ得ラル可キ見込アル者ニ於テハ本人ノ望ニ応ジ出炭量ニ対スル賃金法ヲ以テ就業セシムベキ事

第五条

休業日及ビ被雇者ノ疾病又ハ事故ニ由リ労働セザル日ハ無給タルベキ事

第六条

被雇者ハ日本神戸港迄往復ノ船賃及ビ諸手数料トシテ一日米金三拾七仙日給中ヨリ雇主ニ納ムベキ事

但シ第四条但書ニ基キ出炭量ニ対スル賃金法ヲ以テ就業スル者ハ給金ノ三割七歩船賃及ビ諸手数料トシテ雇主ニ納ム可キ事

第七条

被雇者ハ毎月稼高ノ中ヨリ參弗以上五弗以下ノ貯金ヲ雇主ニ預ケ入ルベキ事

第八条

前条ノ貯金ハ雇主ニ於テ相当ノ利子ヲ付シ此契約解除ノ際ニ還付スベキ事

第九条

住居ハ一箇月米金五拾仙ヲ以テ雇主ヨリ供給シ且ツ焚料石炭ヲモ給ス可キ事

第十一条

労働上ニ要スル器械ハ悉皆雇主ヨリ供給スベキ事

第十二条

被雇者ハ負傷疾病治療費トシテ月々米金五拾仙ヲ雇主ニ上納シ雇主ハ被雇者ノ負傷疾病治療ニ係ル医師薬剤及ビ死亡埋葬等一切

ノ費用ヲ支給シ其廢疾ニ及ビタル者ハ日本國神戸港迄送還ノ諸費ニ至ルマデ全ク雇主ニ於テ支給スベキ事

第拾弐条

雇主ハ労働使役上過酷非道ノ取扱ハ決シテナサヅル事

第拾参条

労働上雇主ニ於テ実際其見込ナキヲ確認シ全員ヲ引揚グルトキハ日本神戸港迄無運賃ニテ送還スベキ事

第拾肆条

契約期限内ハ雇主ヨリ通弁人ヲ付ケ置クベキ事

第拾伍条

被雇者ハ如何ナル事情アルモ違約帰国シ或ハ他ノ職業ニ從事シ又ハ之ニ從事スル契約ヲナサヅル事

第拾六条

被雇者ハ彼我ノ国法ヲ遵守シ品行ヲ慎ミ我國ノ体面ヲ毀傷スル如キ破廉耻ノ行為ヲ以テ雇主ニ損害ヲ掛ケザル事

第拾七条

被雇者ハ互ニ親睦ヲ旨トシ百人長以下役員ノ指揮命令ニ隨ヒ万事誠実ニ勉励シ決シテ我僕ノ拳動ヲナサヅル事

第拾八条

被雇者ハ諸事謹儉節約ヲ遵守シ苟モ身分不相応ノ浪費ヲナサヅル事

第拾九条

被雇者此契約ニ違背シ雇主ヘ損害ヲ掛ケタル時ハ第七条ノ貯金ヲ以テ賠償スベキ事

第貳拾条

此契約ハ雇主ニ於テ被雇者ヲ日本國神戸港迄送還シタル時又ハ日本政府ニ於テ被雇者ノ引揚ヲ必要ト認メタル時ニ於テモ解除スルモノトス

右契約締結ノ証トシテ証書式通ヲ作り記名調印ノ上各自ニ一通ヲ所持スル者也

明治二十一年月日

日本明治移民株式会社社長

同幹事 山口榮之丞

雇主二宮行篤

右

被雇者 ○○○○○○○

日本明治移民会社について

これを見てまず氣付くことは、契約書そのものについて「営業報告」(以下「報告」という)第五項に「締結シタル契約書ナシ」とあるのが事実と異なっている点である。「契約書」の出所は、鶴谷寿氏によれば『海外出稼人契約書類集』(外務省大臣官房移民課、一八九二年=明治二十五年印刷)であり、同じ明治二十五年五月に「契約書ナシ」と報告しながら、同年中(月日不明)に印刷された「契約書類集」に、きちんと掲載されている点が、時間的にやや無理な感じを与えるのである。つぎに「契約書」(以下「契約」という)第壹条の雇入期限は空白のまゝとなっているが、「報告」では明治二十四年十一月一日より満三ヶ月となっている。「契約」第弐条の労働時間については坑内八時間、坑外十時間となつており、「報告」第七項と一致する。「契約」第参条、休業日に關して、「報告」には該当欄がない。「契約」第四条、給金は坑内就業者日給米金壱弗廿五仙、坑外壱弗、定時外は一時間に付拾五仙とあるのに対し、「報告」では坑内壱弗、貳拾三仙と貳仙の差が見られ、坑内給金は同じ壱弗で一致、定時外のことには触れていない。また「契約」第六条には「神戸港迄往復ノ船賃及ビ諸手数料トシテ一日米金三拾七仙ヲ日給中ヨリ雇主ニ納ムベキ事」と定めてい

るが「報告」には記載がない。「契約」第七条では「毎月参弗以上五弗以下ノ貯金を雇主ニ預ケ入ルベキ事」としているが、「報告」では同金額を貯蓄せしめ、会社はピクトリア銀行に預けるものとしている。住居について「契約」第九条に「一箇月米金五拾仙ヲ以テ雇主ヨリ供給」とあるが、「報告」では有料のことには触れていない。同じく「契約」で負傷疾病治療費は「月々米金五拾仙ヲ雇主ニ上納シ」雇主は治療に係る医師薬剤から死亡埋葬に至るまで一切の費用を支給するとしているが、「報告」では病人は出ていないと述べているだけである。「契約」第拾四条の通弁人については「報告」にも「通弁毫名ヲ派遣セリ」とある。この他「契約」には倫理的色彩の濃厚な移民の心構え的な条文があるが「報告」の方には全般的な、会社としての見地からの記述が多い点が異っている。以上、「報告」の数字に虚偽がない限り、「契約」と「報告」の内容はほぼ一致し、「日本明治移民会社」が比較的良心的な会社であつたことを示していると言えよう。

なお「日本明治移民会社」が英領コロンビア州に炭坑移民を送出した事実を証明するものとして『加奈陀同胞发展史』（大陸日報社、明治四二年）に「（明治）二十四年十月、我が神戸に於ける神戸移民会社（社長山口栄之丞）は、晩香坡嶋カムバーランドに於けるウェーリングトン石炭鉱山の坑夫として、一百名の同胞を送れり。然して是を引連れ來りたるは、現今合衆国ボートランドに在住せる伴新三郎氏なり。」との記事が見られ、また『カナダ日系人合同教会史』（一九六一）のカンバーランド教会の記事中に、田島一男氏の開拓伝道に関連して言及されている。⁽⁸⁾ さらに「明治移民会社」がなぜ設立当初からカナダ移民送出を目的としたかについては、一八八五年（明治一八）米国に「契約移民禁止法」が成立したことと、ハワイでは同年「日布労働移民條約」の締結により「官約移民」の時代に入ったためと考えられ、したがって一八九一年（明治二四）、定款に「英領コロンビア州ビクトリア港ニ支店ヲ置く（定款第二条）と

した時点での方向性が打出され、カナダ炭坑移民送出が目的となつたものと思われる。

(4) 「自費海外渡航者取扱方ノ義ニ付日本明治移民株式會社ヨリノ上申」

明治二六年四月、「日本明治移民株式會社」は、その営業開始後約一ヶ年を経た同月一四日付、社長山口栄之丞の名で「自費渡航者取扱方之義ニ付上申書」^[34]を時の外務大臣陸奥宗光宛に提出している。その要旨は、近年、移民が一年およそ二百人以上の利益を占めるような状況があり、各地から渡航熱に浮かされて自費で渡航する者が続出しているが、彼らは目的も方向もはっきりしないまま旅券を出願するので地方府（県庁）の証明が得られない。そこで兵庫（神戸）、横浜等に寄留し、あるいは転籍して旅券の下付を願うが、その手続きの不慣れに乗じて種々の周旋業者が手数料を貪る弊害が生じている。このまゝでは本人の不利のみならず出稼人一般に影響し、外国人の信用を欠き、国家のためにならない。（別表2）のようにそのことの証明として兵庫県で旅券を下付された者の出身県と人数の表を添付している。）

そこで「日本明治移民株式會社」では自費渡航者の取扱条項により、別紙、取扱手続を設けて、適当な者に限つて渡航せしめることにした。これは完全なものではないが「彼ノ目的順序ノ確実ナラサル者ヲ駆テ叨リニ渡航セシム

（別表2）

兵庫県庁で海外旅券の下附を受けた各県人及び行先

（明治25年10月～26年4月）

県名	人數	うち兵庫県に寄留して下附を受けた者	行先	人數
広島県人		(84)	英米	289
和歌山県人		(36)	豪洲	119
熊本県人	540名	(40)	メキシコ	11
山口県人		(26)	支那朝鮮他	121
徳島県人		(12)		
合計	540	(198)	合計	540

ルニ比セハ蓋シ幾何力優ル処ナキニ非サル可シ」ということになる。

もともと「日本明治移民会社」の移民は、北米英領コロンビア地方へ農業あるいは鉄道工夫出稼の目的を持って相当の資力を蓄え、地租五円以上の保証人がある人々ではあるが、異国で困厄に陥るおそれがないとは言えない。したがつてわが社は兵庫県外務掛員であった長野桂次郎を聘して、六十名余の自由渡航者と共に本年二月二三日の便船でピクトリアへ出向せしめ、出稼人の保護及びわが社と契約しているユニオン炭山坑夫等の監察を兼ねてさせている。

この手続を実行するに当つては、関係の多い広島、熊本両県下に出張所を設けており、直接「日本明治移民会社」の正当手続を経て渡航せしめた者が、今日までに総計一八九名に達している。これらによつて、例の無責任な周旋人は跡を絶とうとしているが、わが社以外の移民会社から出た各県の渡航者には渡航熱に浮かされた者も多く、甚だ憂慮している。そこで「顧フニ出稼ノコトタル異境ノ富ヲ我国ニ吸収スルノ策ニシテ利ノ己ニ貴フヘキハ贅セシテ明ナリ故ニ人民競ツテ渡航ヲ企ツルノ今日其利害ヲ吟味シ證明ヲ与ヘラルル地方廳ノ注意如何ハ大ニ人民ノ安危ト國体ノ消長ニ関スル者アル可シ地方廳ニシテ前陳ノ如キ無謀ノ渡航者ヲ制セラル、為此際一層嚴重ノ取締法ヲ發布セラレ彼ノ淺慮無謀ノ目的ニ出ル渡航者ヲ制禦セラルノ策実ニ目下ノ緊急ト愚考仕候……」。したがつて、わが「日本明治移民会社」のように、定款範囲内で定めた手続により、目的、身元、品行等を調査の上、資格完全な者に限つて責任を負うようにすれば渡航後の心配もない。就ては渡航者の多い和歌山、徳島、山口等で特に一個人の出稼についてはよろしく保護されるよう希望する。だから「此段潛越不顧別紙自費渡航者取扱手續相添ヘ謹テ奉上申候也」ということになり、ここでようやくこの長い上申書を終つてゐる。

この冗長極まりない上申書は、一体何を目的としたものであろうか。要するに自由移民については、かくの如く責

任を以て対処しているわが「明治移民会社」に請負わせるようにしてもらいたい、ということを間接的に表明しているようにも思われるが、山口らが国を憂え、渡航人たちのことを思う至情を披瀝したものと考えることもできよう。これを既出の定款、営業報告、本人との契約等と総合すれば、同社の全体像が一層明確となる。そこで左に「日本明治移民株式会社」の渡航手続書式中にあるこれと同じ趣意を表明した文書及び保証人との間の契約書を紹介掲載する。

我カ明治移民株式會社ハ曾テ相當ノ者ヲ海外ニ派シテ本邦出稼移民ノ為メ彼ノ地ノ風土人情ヨリ事業ノ資金食糧等ノ実況ヲ探査シ利害ヲ調査シテ状ヲ政府ニ具シ明治廿五年二月二日其筋ノ裁可ヲ得テ本會社ヲ設立スルニ方リ豫メ壹萬圓ノ信認金ヲ我政府ニ預ケ置キ万一收支相償ハサルカ又ハ出稼者ノ不利ニ出テ我カ政府ニ於テ送還ノ必要アリト認メラレタル場合ハ本社ハ直ニ之レカ手續ヲナスノ順序ナリ爾後既ニ海外ノ雇主ト確實ノ契約ヲ為シ適當ノ人員ヲ募集シ本人等ト會社トノ間ニ又確實ノ約束ヲ結ヒ之レニ通辦監督ヲ付シ渡航セシメ居レリ

故ニ本社ノ目的ハ首トシテ契約募集ノ出稼者ヲ社費ヲ以テ渡航セシムルニ在リトモ近來私費ヲ以テ海外渡航ヲ企ルモ容易ニ本籍地方廳ノ証明ヲ得難キヨリ神戸横濱等便利ノ土地ニ寄留或ハ転籍ヲナシ巧ニ該旅券ヲ得ントスルモノ續々有之右等ハ一時券ヲ得ンカ為メノ窮策ニシテ固ヨリ其町村ニ於テ身元等ノ如何ヲ知ルニ由ナキノミナラス其間種々ノ周旋者アツテ過當ノ手數料ヲ貪ルカ如キ弊害モ亦尠カラズ

要スルニ出稼ノコトタル我國ヲ利スルニ在テ其希望ハ嘉スヘシト雖モ目的順序確立セズシテ漫リニ海外ヘ渡航スルニ於テハ不測ノ弊害ヲ釀シ外人ノ信用ヲ欠キ竟ニハ出稼ノ途ヲ遏絶シ國體ヲ汚スニ至ラン乎果シテ然ラバ嗇ニ出稼入ノ不利ノミナラス國家ノ為メ憂フヘキ緊要ノ事件ナリ如斯ハ本社ノ業務上黙過シ難キヲ以テ曩キニ是等ヲモ本社規則ニ準シ相当ノ保護ヲ與フヘキ範囲ヲ擴メ即チ本社申合規則第式條第六項ノ認可ヲ得タレハ本社ニ向ツテ引受ヲ乞フ者ハ左ノ手續ヲ以テ取扱ラナスモノトス

第一條 本社申合規則第式條第六項ニ拠リ私費ヲ以テ外國ニ出稼ヲナサントシ本社ノ引請ヲ要求スルモノハ先以テ別紙第一号書

式ニ依リ申込ヲナシ第一号書式ノ願書ヲ調製シ第三号書式ノ通り地租五圓以上納ムルモノヲ保証人ニ相立テ本社ト契約ヲナス
ヘシト雖モ若シ地租五圓以上納ムルモノ保証人無之トキハ出稼中不慮ノ事故有之トキノ予備トシテ本人自ラ金壱百圓ヲ差出シ
之レヲ神戸市内確実ナル銀行ニ預ケ入ノ上「更正中」第四号書式ニ拠リ本社ト契約ヲナスヘキモノトス

但地租五圓以上納ムルモノニ対シ町村長ノ財産証明及印鑑証明ヲ要スルモノトス

第二條 前條ノ手續ヲナスモノト雖トモ一々本人ノ身體及び其意思ヲ調査スルニ方リ就業ニ堪ヘ難シト認ムルモノ又ハ其目的確實ナラスト認ムルモノハ本社ノ引請ヲ謝絶スヘキモノトス

第三條 本人ノ身體健康且其目的等確實ニシテ本社規則ニ適合スルモノニ限り本社ハ第五號ノ証明願書ヲ得テ之レカ事實ヲ具シ
地方廳ノ証明ヲ始メ旅券下付願ノ手續等渾テ本人ノ便利ヲ圖ル可キモノトス

以上

兵庫縣神戸市浜字治野町

日本明治移民株式會社

第三号

契 約 書

縣 國 郡市 村町 大字
番屋敷 十民族
平 民

年 月 日 生

右之者今般貴社ノ手ヲ經テ
國 地方エ
業トシテ出稼為致候ニ付本人出稼中貴社ニ対シ保證契約ヲナス條件
左ノ如シ

日本明治移民会社について

第一條 本人ハ力役ニ從事スルニ適當ノ者ニ有之依テ疾病ニアラサル上ハ就業勉勵為致可申候事

第二條 出稼地ニ到着ノ上事故有之歸朝スルカ又ハ出稼中疾病事故生シタルカ為メ若クハ日本政府ニ於テ送還ノ必要アリト認メ
ラレ歸朝スル場合ハ該船運賃及ヒ一切ノ費用若シ本人ニ於テ相辨ヘ難キトキハ自分ニ於テ辨償可致候事

第三條 出稼中万一生業ヲ失ヒ又ハ疾病事故ニ依リ休業スルカ或ハ本人死亡スルトキハ之レニ係ル一切ノ費用ハ前條同断辨償可致候事

第四條 出稼人渡航ノ節ハ該船運賃及其ノ他ノ諸費トシテ乗船前壱人ニ付金 圓貴社へ支払為致可申ハ勿論見苦シカラサル

外國工夫ノ服装ヲ整ヘ尚ホ用意トシテ金武拾弗以上携帶為致可申候事

第五條 出稼中ハ必ス一ヶ月ニ金三弗以上ヲ不慮ノ豫備トシテ貯蓄シ本人ヨリ直ニ其最寄確實ノ銀行ニ預ケサセ可申候事

第六條 出稼中ハ彼我ノ國法ヲ遵守シ常ニ品行ヲ慎ミ苟クモ我國ノ体面ヲ毀損スルカ如キ所為ナカラシメ可申候事

前數條ノ外尚ホ本人身上ニ付不都合ヲ生セシ場合ハ自分ニ於テ其責ニ任シ貴社ニ對シ毫モ御損害相懸ケ申間敷之レニ係ル一切ノ費用モ併セテ自分ヨリ辨償可致候事

右

明治廿 年 月 日

縣 國 郡 市 村町
大字 番屋敷

平 民

保証契約人

おわりに

以上見て来たように、先学の研究の基礎の上に立って、新たに「日本明治移民会社」の文書史料を解説することにより、初期移民会社の組織や内容が具体的に浮彫りにされた訳である。これによつて本稿の当初の目的はほぼ達せられたが、当初に述べた通り現時点ではこの会社の営業状況を示すいわゆる財務諸表がないため、経営の数量的把握^(註)は困難である。ただこの史料に散在して含まれるいくつかの数字から、この会社の経営規模や業績をある程度類推することは不可能ではないが、それは他の機会に譲りたい。

定款や報告書の分析による会社組織と内容の解説は移民会社研究における新しい試みではあり得ても、今述べたようく数字による経営内容の分析を欠く以上、完全とは言い難く、それが今後の課題である。

注

(1) 移民取扱人・移民会社の研究としては、大河平隆光『日本移民論』、入江寅次『邦人海外発展史』上下(原書房)、

石川友紀「日本出移民史における移民会社と契約移民について」(『琉球大学文学部紀要』(社会編)第一四号)、児玉正昭「移民会社の実態」(『史學研究五十年記念論叢・日本編』)、

同「移民会社についての一考察」(『芸備地方史研究』一二八号)、同「海外への移民」(『広島県史』近代I、一九八〇年)、鶴谷寿『アメリカ西部開拓と日本人』(日本放送出版協会、

昭和51年)、等の書物論文がある。

(2) 児玉正昭(前出)「移民会社についての一考察」、四六〇ページ。

(3) 児玉、同右、同ページ。

(4) 児玉、同右、四六二—四ページ。

児玉「移民県としての広島」(『歴史公論』一九七九年一月号)、では由比浜省吾氏らの先学を参考に、日本移民史を左のように区分している。

- 第一期（明治一八—二七年）ハワイ官網移民時代、第二期（明治二七—四二年）移民取扱人・ハワイ契約自由移民全盛時代、第三期（明治四年—大正一三年）アメリカ本土移民主流時代、第四期（大正一三—昭和一〇年）ブラジル移民中心時代、第五期（昭和一〇—一〇年）満州農業移民中心時代。
- なお移民史時代区分については、石川友紀「日本出移民の時代区分について」（『琉球大學文學部紀要』社会篇第一六号）が広い角度からこれを扱っている。
- (5) 鶴谷寿（前出）『アメリカ西部開拓と日本人』、六〇ページ。
- (6) 児玉（前出）、「移民会社についての一考察」、四六〇ページ。
- (7) 注(1)参照。
- (8) 「時事」明治三五年七月二八日、『新聞集成 明治編年史』第十一卷、本邦書籍、昭和五七年、四四〇ページ。
- (9) 「増刊日本法令大全」（博文館東京、明治二七年）、四九〇一二ページ。
- (10) 同上、四九二ページ。
- (11) 外交史料館蔵「外務省明治廿五年、日本明治移民會社移民取扱營業一件」。
- (12) 「大朝」明治三五年十月二〇日、（前出）『明治編年史』
- (13) 入江寅次『邦人海外發展史』（下）（昭和一七年刊）（原書房一九八一年）、二七七ページ。
- (14) 鶴谷、前出書、七二一三ページ。
- (15) 同右、七一ページ。
- (16) 入江、前出書、二七七一八ページ。
- (17) 同右、二七九ページ。
- (18) 石川友紀（前出）「日本出移民史における移民会社と契約移民について」、四〇一四一ページ。
- (19) 外交史料館蔵（前出）「日本明治移民會社移民取扱營業一件」。
- (20) 伊藤一男『北米百年桜』（正統）（日寶出版社、昭和四八年）、三六二、九一六一八ページ。
- (21) 外交史料館蔵、前出文書の中に、この「甲三六七号」文書は現存している。
- (22) 外交史料館蔵前出文書。
- (23) " 前出文書。
- (24) 『日本法令大全』（前出）、一、一〇七ページ。
- (25) 外交史料館蔵「外務省明治廿八年大日本移民株式會社移民取扱營業一件」。
- (26) 外交史料館蔵（前出）「日本明治移民會社移民取扱營業一件」。
- (27) 明治二六年四月付の文書では、神戸市浜字治野町一九番

地に移転しており、株式会社組織に変更されている。

からの引用である。

- (28) 外交史料館蔵、前出文書。
- (29) " " 前出文書。
- (30) " " 前出文書。
- (31) 鶴谷、前出書、六四一八ページ。(『海外出稼人契約書類集』外務省大臣官房移民課、明治二五年印刷)。
- (32) 同右。
- (33) カナダ日系人合同教会歴史編纂委員会『カナダ日系人合同教会史』(カナダ日系人合同教会全国協議会、一九六一年)、五四ページ。なお炭坑移民を含めたカナダ移民会社の状況については、佐々木敏二「カナダ初期移民社会と日本人美以教会」(同志社大学人文科学研究所『キリスト教社会問題研究』第二十九号)参照。
- (34) 外交史料館蔵、前出文書。
- (35) " " 前出文書。
- (36) 児玉正昭「移民会社についての一考察」(前出)には広島県下の移民会社、特に「海外渡航株式会社」についての當業成績(純益金株主配当金)が数量的に把握されている。児玉「移民会社の実態」(前出)では、府県別移民会社数と資金が紹介され、同じものが石川友紀「日本出移民史における移民会社と契約移民について」(前出)にも出ているが、いずれも入江寅次『邦人海外発展史』(前出)に掲載された、大河平隆光『日本移民論』及び『日本殖民協会報告』45号、